

長崎県警察本部訓令第4号

長崎県警察交通管制の実施に関する訓令を次のように定める。

令和8年3月5日

長崎県警察本部長 前田 勇太

長崎県警察交通管制の実施に関する訓令

長崎県警察交通管制の実施に関する訓令（平成12年長崎県警察本部訓令第30号）の全部を改正する。

（目的等）

第1条 この訓令は、県内及び近県における道路の交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、一元的な交通管制を実施するために必要な事項を定め、もって交通の安全と円滑に寄与することを目的とする。

2 交通管制の実施については、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通管制 道路の交通に関する情報を一元的に収集把握し、交通状況の変化に即応した体系的な交通の管理を行うことをいう。
- (2) 交通障害 自然災害、交通事故その他の事由による道路の通行不能、通行の禁止及び通行の制限（道路使用を除く。）をいう。
- (3) 道路使用 道路における工事若しくは作業又は競技会等の開催に伴う道路の使用をいう。
- (4) 交通渋滞 車両の過度集中、道路工事、交通事故等の事由により、道路上における車両の交通が滞っている状態をいう。
- (5) 交通情報 道路における交通障害、道路使用及び交通渋滞（第4条第3号において「交通障害等」という。）に関する情報をいう。
- (6) 交通管制機器 交通管制を実施するための装置で、中央装置、端末装置及び付帯設備をいう。

（設置）

第3条 県内の交通管制を円滑に行うため、交通部交通規制課及び別に定める警察署に、交通管制センターを置く。

（交通管制センターの任務）

第4条 交通管制センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 交通情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (2) 交通信号機の集中制御に関すること。
- (3) 交通障害等に係る事案の処理に関すること。
- (4) 緊急時の交通管制、現場の警察官に対する交通規制等の指示に関すること。
- (5) 交通管制機器の操作に関すること。
- (6) 交通管制機器の設置及び維持管理に関すること。
- (7) その他交通管制に関すること。

（運用責任者）

第5条 交通管制センターに、運用責任者を置き、交通部交通規制課長をもって充てる。

（調査官等）

第6条 交通管制センターに、調査官及び所要の職員を置く。

（調査官の任務）

第7条 調査官は、第4条各号に掲げる業務を総括するとともに、その効率的な推進を図るため、長崎県警察本部地域部通信指令課の組織及び運営に関する訓令（平成21年長崎県警察本部訓令第11号）第3条第1項に規定する通信指令官と緊密な連携を保たなければならない。

2 調査官は、交通管制センターに勤務する職員の指揮監督及び指導教養を行うものとする。

（計画的な交通管制の実施）

第8条 警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長は、迅速かつ的確な交通管制に資する措置を講じられる

よう、あらかじめ運用責任者と連携し、次に掲げる事項を検討及び実施しておかなければならない。

- (1) 交通障害等の発生が予想される場所の把握
 - (2) 関係機関との連絡体制の整備
 - (3) 交通障害等の発生に際し、交通規制を実施すべき道路の区間及びう回路対策
 - (4) 広報用立看板、道路標識その他必要な資機材の整備
 - (5) 警察官の配置及び運用のための計画の策定
 - (6) その他必要と認める事項
- (補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、交通管制（県内及び近県の範囲を越え、広域にわたるものを含む。）の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年3月16日から施行する。